

平成 25 年度

住民監査請求結果報告書

『大牟田市宮浦石炭記念公園内市有地貸与等に係る大牟田市長に関する措置請求について』

大牟田市監査委員

【監査の結果】

監 第 156 号

平成 25 年 8 月 23 日

請求人 (略) 様

大牟田市監査委員 木下勝弘
同 松尾哲也

大牟田市長に関する措置請求の監査結果について

平成 25 年 7 月 23 日付で提出された大牟田市長に関する措置請求について、監査した結果を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 4 項の規定により次のとおり通知します。

記

請求の受理等

1．請求の受理

本請求について所要の法定要件を具備していることが認められたので、受理した。

2．請求内容

- (1) 「三井三池炭鉱宮浦坑中国人殉難者慰霊碑」建設工事の差し止めを求める。
- (2) 上記工事のため、大牟田市が日本中国友好協会福岡県連合会外二団体と交わした宮浦石炭記念公園内市有地貸与の取り消しを求める。

監査の実施

1．証拠の提出及び陳述

地方自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 25 年 8 月 9 日証拠の提出及び陳述の機会を設け、請求人から陳述が行われた。なお、新たな証拠

の提出はなかった。

2．監査の方法

監査にあたっては、関係部局に書類の提出を求めて調査したほか、8月12日に都市計画・公園課長、世界遺産登録・文化財室長ほか関係職員から業務内容を聴取した。

3．監査の対象事項

本請求に係る監査の対象事項は、措置請求書に記載されている事項及び請求人による陳述の内容を勘案して、次のように定めた。

「三井三池炭鉱宮浦坑中国人殉難者慰霊碑」の建設工事に当たり、大牟田市が日本中国友好協会福岡県連合会、日本中国友好協会大牟田支部、日本中国友好協会熊本支部に対し宮浦石炭記念公園内の市有地を無償で貸与することを取り消し、慰霊碑の建設工事を差し止めるための措置請求。

以上のように解し、これら財産の管理が違法又は不当であるかどうかを監査した。

監査の結果

1．事実の概要

(1) 慰霊碑設置の経緯

「三井三池炭鉱宮浦坑中国人殉難者慰霊碑」(以下「慰霊碑」という。)は、過去に三井三池炭鉱宮浦坑で働き、亡くなられた中国人の方を慰霊し、中国と日本の友好の礎として、日本中国友好協会福岡県連合会外二団体が宮浦石炭記念公園に設置し、平成25年8月4日に除幕式を行った慰霊碑である。

慰霊碑設置にあたっては、平成25年2月5日、日本中国友好協会福岡県連合会外二団体より、大牟田市に対し、宮浦石炭記念公園内に慰霊碑設置のための土地の提供についての要望がなされた。これを受け、大牟田市は、これまでも炭鉱関連慰霊碑として延命公園の三川坑大災害殉職者慰霊碑や甘木山公園の徴用犠牲者慰霊碑設置の際、公共用地の貸与という形で協力

してきた経緯を踏まえ、同様のものであると考え、また、近代化産業遺産を活用したまちづくりプランの中でも、三井三池炭鉱の歴史におけるいわゆる苦難の過去についても語り継ぐことを謳っていることなどを理由に、宮浦石炭記念公園の土地を貸与する方向で協議を進めた。

日本中国友好協会福岡県連合会外二団体とは、その後、宮浦石炭記念公園内の慰霊碑設置の場所や碑文の内容等についての協議を経て、6月10日大牟田市は、日本中国友好協会福岡県連合会外二団体との間で、慰霊碑の設置等についての確認書を取り交わした。確認書では、日本中国友好協会福岡県連合会外二団体が、慰霊碑の設置及び慰霊碑の維持管理等を行い、大牟田市が、市所有の宮浦石炭記念公園敷の一部を慰霊碑の設置箇所として日本中国友好協会福岡県連合会外二団体に貸与することが明記されている。

宮浦石炭記念公園内の市有地の貸与の具体的な事務処理については、後述する公園施設の設置許可手続きのとおりである。

(2) 「大牟田市近代化産業遺産を活用したまちづくりプラン」について

大牟田市には、日本の近代化を支え、大牟田市の礎を築いた、多くの貴重な近代化産業遺産が現存しており、これらは、他地域にない大牟田市固有の貴重な財産である。

また、平成21年1月には、わが国の近代化を示す近代化産業遺産群である「九州・山口の近代化産業遺産群」がユネスコ(国連教育科学文化機関)の世界遺産暫定一覧表に追加され、現在大牟田市の「三井三池炭鉱宮原坑跡」、「旧三池炭鉱専用鉄道敷」及び「三池港」がその構成遺産として世界遺産候補となっている。

大牟田市は、近代化産業遺産の保存と併せて、三池炭鉱を支えた人々の思いや様々な出来事を後世に語り継ぐことも重要であり、市内に残されている近代化産業遺産と、人々の思いなどを永続的に価値あるものとして、次の世代に残し、さらにはまちづくりにも活用していくことが必要であるとの考えのもと、平成24年9月に「大牟田市近代化産業遺産を活用したまちづくりプラン」を策定した。

平成22年11月に大牟田市文化財保護審議会が提出した『世界遺産国内暫定一覧表に記載された「九州・山口の近代化産業遺産群」の構成資産を

含む本市の近代化産業遺産の保存と活用についての意見書』を踏まえ、プランの最後には、「一般的に、顕著で歴史的な出来事には光と影が同居していると言われる。我が国の近代化や戦後の復興に多大な貢献をした三池炭鉱の歴史についても、その光の部分だけではなく、三池炭鉱の発展の歴史の影にある囚人労働、三池争議、三川坑炭じん爆発などの苦難の過去について、きちんと次代に語り継いでいくことが必要である。こうした歴史を伝え、十分に理解してこそ、わがまちへの愛着・誇りの醸成につながっていくものである」とし、苦難の過去についても語り継ぐことをプランに掲げている。

(3) 公園施設の設置許可について

宮浦石炭記念公園は、平成8年に三井三池炭鉱宮浦坑跡地の一部に整備された公園であり、都市公園法第2条第1項に定める都市公園に該当する。公園内にある宮浦坑口の煙突は、平成10年1月に国の登録有形文化財に指定されており、歴史的意義を有する土地が有効に利用されるように配慮し整備された歴史公園である。

都市公園法第2条第1項に定める都市公園には、その設置者である地方公共団体が設ける公園施設を含む。そして、今回の慰霊碑は、同法第2条第2項第6号に定める植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるものとし、同施行令第5条第5項に規定する記念碑に類するものに位置づけられる公園施設である。

公園管理者以外の者の公園施設の設置については、都市公園法第5条第1項において、条例で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。また、同条第2項においては、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、許可をすることができる。

- 一 当該公園管理者が自ら設け、または管理することが不適當または困難であると認められるもの
- 二 当該公園管理者以外の者が設け、または管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの

同条第3項においては、公園施設の設置または管理する期間が規定されており、10年をこえることはできず、また更新するときの期間についても同様であるとされている。

大牟田市都市公園条例第7条では、都市公園法第5条第1項にある公園施設設置(管理)許可申請書の記載事項が規定されており、イ設置の目的、ロ設置の期間、ハ設置の場所、ニ公園施設の構造、ホ公園施設の管理の方法等9項目が定められている。また、同条例施行規則第6条では、都市公園法第5条第1項の規定により公園施設の設置または管理の許可を受けようとする者は大牟田市都市公園公園施設設置(管理)許可申請書により市長に申請しなければならない、また同7条では、市長は、公園施設の設置または管理を許可したときは、大牟田市都市公園公園施設設置(管理)許可書を当該申請をした者に交付することを定めている。

今回の申請は、上記法令に基づき、平成25年6月10日に日本中国友好協会福岡県連合会外二団体より申請されたものである。目的は中国人殉難者慰霊碑の設置であり、場所は人車坑道への階段の右側の植栽内、期間は平成25年8月4日から平成35年8月3日の10年間である。大牟田市は本申請を受理し、都市公園法第5条第2項各号いずれにも該当する公園施設と判断し、6月12日付第40号にて公園施設設置許可書を交付している。交付に当たっては、公園利用者の利便性の確保のため、慰霊碑の周辺をコンクリート打設すること等が双方で協議のうえ申し合わされた。

また、公園施設の設置の申請に当たっては、大牟田市都市公園条例第8条及び同施行規則第9条により、1件につき1,000円の許可手数料が必要である。さらに、設置許可を受けた者は、同条例11条別表2に掲げる使用料を納付しなければならない。別表2では、公園施設を設置する場合の使用料は、公園施設の面積1平方メートルにつき1年2,800円と規定している。慰霊碑本体の面積は4.3平方メートルであるが、周辺のコンクリート打設部分を含め公園施設とみなすことから、公園施設面積は15.3平方メートルである。同条において1平方メートル未満の端数があるときは1平方メートルとして計算するものと規定されているため、公園施設の面積は16平方メートルとなり、年間の使用料は44,800円と算定できる。

(4) 使用料等の減免について

使用料の減免については、大牟田市都市公園条例第14条に市長は都市公園使用の許可を受けた者または有料公園施設等を利用する者の責に帰する

このできない理由によってそれらの許可にかかわる行為またはそれらの利用をすることができなくなった場合その他市長が必要と認める場合においては、使用料の全部又は一部を免除することができる」と規定し、また、同施行規則第15条第1項に条例第14条の規定により使用料を減額し、または免除する場合は次の各号に掲げるときとし、減免する額は当該各号に定める額とする。

- 一 都市公園の使用の目的が営利を目的としないスポーツ、レクリエーション等であると認められるとき。 使用料の全額
- 二 その他市長が適当と認めるとき。 市長が別に定める額

と規定している。

また、同条第2項では使用料の減免を受けようとする者は大牟田市都市公園使用料減免申請書により市長に申請しなければならないとし、第3項では、市長は、使用料の減免を決定したときは、大牟田市都市公園使用料減免決定通知書により申請者に通知するとしている。

このため、日本中国友好協会福岡県連合会外二団体は、平成25年6月10日に公園施設設置許可申請書と併せて大牟田市都市公園使用料減免申請書を市長に提出した。減免申請理由には、本慰霊碑は、三井三池炭鉱宮浦坑中国人殉難者慰霊碑として設置し、日本と中国の草の根からの平和友好交流に役立つものであり、日中両国の教育的平和学習の見地からの減免と記されている。また、同日、大牟田市内部においても、企画総務部世界遺産登録・文化財室長より都市整備部都市計画・公園課長宛に同減免に対する副申書が提出された。副申書では、減免の理由について、本市では大牟田市近代化産業遺産を活用したまちづくりプランを策定し、その中で、我が国の近代化や戦後復興に多大な貢献をした三池炭鉱の歴史について、光の部分だけでなく、苦難の過去についても、きちんと次代に語り継いでいくことで、本市の歴史を理解し、わがまちへの愛着・誇りの醸成につながっていくとしている。慰霊碑の設置は、中国人強制連行という苦難の過去を後世に伝えていくとともに、日本と中国の友好を進めていく上でも必要な事業であり、これをまちづくりに生かしていくと記されている。

大牟田市は、上記減免申請及び副申を踏まえ、慰霊碑が設置者の利益に

つながるものではなく、公園利用者すべてに対して公平に宮浦坑及び三池炭鉱の歴史を知ることができる公園施設であることを理由に、大牟田市都市公園条例施行規則第 15 条第 1 項第 2 号に基づき使用料の全額減免を決定し、6 月 12 日に大牟田市都市公園使用料減免決定通知書を申請者に交付した。

また、今回大牟田市は、大牟田市都市公園条例第 8 条に定める公園設置許可手数料についても、営利を目的としない小規模な公園施設であるとの判断から全額免除を決定した。

2. 判断

地方自治法第 242 条に基づく住民監査請求の対象となるのは、職員についての財務会計上の違法又は不当な行為に関するものである。

すなわち、違法又は不当な 公金の支出、 財産の取得、管理又は処分、 契約の締結又は履行、 債務その他の義務の負担など四種類の財務会計上の行為と、違法又は不当に、公金の賦課徴収を怠る事実及び財産の管理を怠る事実とに限られる。

事実関係の確認に基づき、以下のとおり判断する。

請求人は、公共の土地に立てる慰霊碑として、碑文の内容が不当不法であるため、慰霊碑工事のため大牟田市が日本中国友好協会福岡県連合会外二団体と交わした宮浦石炭記念公園内市有地貸与の取り消しを求めている。

碑文の内容は、そのことが市に損害をもたらすものではなく、財務会計上の違法または不当な行為とは言えない。このため、本件監査請求における財務会計上の行為としての問題点は、慰霊碑の設置許可と許可後の公園使用料の全額免除が違法または不当であるか否かという点である。

歴史公園と位置づける宮浦石炭記念公園への慰霊碑の設置は、大牟田市近代化産業遺産を活用したまちづくりプランに沿ったものであり、使用料の全額減免は妥当な判断である。また、大牟田市都市公園条例に基づき適正に処理されている。このため、違法または不当となるものではなく、本市の損害となるとは認められるものではない。

また、請求人は慰霊碑の建設工事の差し止めを求めているが、慰霊碑の

建設は、日本中国友好協会福岡県連合会外二団体によるものであり、地方自治法第 242 条に規定する住民監査の対象となりえない。

3 . 結 論

以上の結果から、本請求のうち、慰霊碑の建設工事の差し止め請求については住民監査の請求の要件を満たしていないため却下する。また、宮浦石炭記念公園内市有地貸与の取り消し請求については理由がないものと認められるため棄却する。

付 記

大牟田市長に対し、次のとおり要望する。

都市公園法第 5 条に定める公園管理者以外の者の公園施設の設置等については、大牟田市都市公園条例及び同施行規則に申請の方法、設置手数料、使用料及び使用料の減免について定めている。しかし、設置手数料の減免については規定がない。にもかかわらず、記念碑等の営利を目的としない公園施設の設置手数料については、使用料の減免を読み替えて運用し、手数料減免の事務処理を行っていることが担当課からの聞き取りにより確認された。使用料と手数料とでは地方自治法にそれぞれ規定があるとおり、全く趣旨が異なるものである。よって、本運用を是正し、適正な徴収事務を行うことを要望する。

【請求】

大牟田市職員措置請求書

大牟田市長に関する措置請求の要旨

1. 請求の要旨

- (1) 「三井三池炭鉱宮浦坑中国人殉難者慰霊碑」建設工事の差し止めを求める。
- (2) 上記工事のため、大牟田市が日本中国友好協会福岡県連合会外二団体と交わした宮浦石炭記念公園内市有地貸与の取り消しを求める。

理由

日本中国友好協会福岡県連合会、同熊本支部、同大牟田支部の要望に応じて大牟田市が無償貸与した土地（大牟田市宮浦町 132 番地 8 石炭記念公園）に本年 8 月初め竣工予定で建設中の「三井三池炭鉱宮浦坑中国人殉難者慰霊碑」は、公共の土地に建てる慰霊碑として碑文内容が下のア～エに指摘するように不当不法であり、大牟田市長へ即刻上記の二点（1）及び（2）の対応を求める。

先日（平成 25 年 6 月 28 日）情報公開された碑文の問題点

- ア 特定の歴史観に立ち、「政府による強制的な連行」「強制連行」「連行」という大犯罪を当時の日本政府が犯したという一方的な断罪と謝罪の碑文になっているが、客観性、実証性に欠ける。
- イ 歴史事象には色々な解釈があり、強制連行説を否定する立場もある。公的な立場にある市が実証されていない特定の歴史観に立つ碑文を掲げる石碑建設に市有地を無償貸与することは特定の団体の特定の歴史観に加担し、担保を与えることになる。
- ウ 事前に学識経験者へ諮問や市民への意見聴取等市有地にふさわしい石碑、碑文として、どの程度慎重に厳正に精査されたかが不明である。
- エ 碑文の意味することは重大であり、日中の友好と殉難者の慰霊の趣旨とは全く逆に大きな禍根を先祖に遡り、子々孫々に残す恐れもある。市はそのもたらす結果について責任をとることが出来るのか甚だ疑問である。せっかく果たした「世界遺産登録暫定リスト」入りも全否定しかねない。

2. 請求者

住 所 (略)
職 業 (略)
氏 名 (略)

以上地方自治法第 242 条第 1 項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求いたします。

平成 25 年 7 月 23 日

大牟田市監査委員 殿

3. 事実証明書 (略)